

IP通信網サービス契約約款 別冊ドットフォンサービス 【現改比較表】 2025年10月1日現在

～2025年9月30日

2025年10月1日～

目次 (略)

第1章～別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1～2-2-3 (略)

2-2-4 ダイアルアウト通話料

ア (略)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）

に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

目次 (略)

第1章～別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1～2-2-3 (略)

2-2-4 ダイアルアウト通話料

ア (略)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）

に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

(単位：円)

地域	料金額	1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに
(略)		(略)
カンボジア王国		90

ギニア共和国		70
(略)		(略)
マカオ		55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国		80
マダガスカル共和国		160
(略)		(略)

2 - 2 - 5 (略)

3 削除

第 2 削除

第 2 表～第 3 表 (略)

(単位：円)

地域	料金額	1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに
(略)		(略)
カンボジア王国		90

北マケドニア共和国		80
ギニア共和国		70
(略)		(略)
マカオ		55

マダガスカル共和国		160
(略)		(略)

2 - 2 - 5 (略)

3 削除

第 2 削除

第 2 表～第 3 表 (略)

	▲IP 通信網サービス契約約款 共通編 <u>附 則（令和 7 年 9 月 29 日 C A S 1 サ第 000400008774-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	--